

人事院公示第 2 2 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、人事院規則 1 0—1 7（カスタマー・ハラスメントの防止等）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

令和 8 年 4 月 1 5 日

人事院総裁 川 本 裕 子

1 委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

2 委任する権限及び所掌事務

一 人事院規則 1 0—1 7（カスタマー・ハラスメントの防止等）（以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている指針について定めること。

二 規則第 8 条第 1 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

三 規則第 9 条第 1 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている指針について定めること。

3 委任の効力の発生する日

令和 8 年 1 0 月 1 日